## 別表六(二)付表二の記載の仕方

## 1 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書

(1) この明細書は、内国法人が令第141条の4第1項 《国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する 負債の利子》の規定の適用を受ける場合又は連結 法人が令第155条の27の3第3項《国外事業所等 帰属所得に係る連結所得の金額の計算》(令第141 条の4の規定により国外事業所等帰属所得(法第 69条第4項第1号《外国税額の控除》に掲げる国 外源泉所得をいいます。以下同じです。)に係る 所得の金額を計算する場合に限ります。)の規定 の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については適用を受ける各連結 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の 法人名を「法人名」の括弧の中に記載してくださ い。

- (2) 「(5)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額7」は、令第141条の4第2項第3号に掲げる金額を記載します。
- (3) 「国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均残 高11」は、令第141条の4第1項に規定する資産の 帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法によ り計算した金額を記載します。この場合において、

その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

- (4) 「国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均残 高12」は、令第141条の4第1項に規定する負債の 帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法によ り計算した金額を記載します。この場合において、 その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添 付します。
- (5) 「国外事業所等に帰せられる有利子負債その他 資金の調達に係る負債の帳簿価額の平均残高14」 は、令第141条の4第8項第2号に規定する負債の 帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法によ り計算した金額を記載します。この場合において、 その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添 付します。

## 2 銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

この明細書は、内国法人が令第141条の5第1項 (銀行等の資本に係る負債の利子)の規定の適用を 受ける場合又は連結法人が令第155条の27の3第3 項(令第141条の5の規定により国外事業所等帰属所 得に係る所得の金額を計算する場合に限ります。) の規定の適用を受ける場合に記載します。